

平成31年度

保育園等入園の手引き



川越市マスコットキャラクター

ときも

川越市役所 こども未来部 保育課

平成31年度 保育園等入園の手引き

この手引きは、保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の利用に関し必要となる手続き等について記載したものです。利用申込みに当たっては、内容をよくご確認のうえお申し込みください。

目次

1	申し込みの際の注意	2
2	利用申込みの対象となる施設	2
3	入園申し込みの流れ	3
4	申し込み手続きについて	4
5	支給認定について	5
6	面接について	6
7	利用調整について	6
8	結果通知	6
9	申し込み後の手続きについて	7
10	申し込みに必要な書類	8
11	入園してから	
	（1）保育時間について	11
	（2）保育実施期間について	11
	（3）給食について	11
	（4）家庭状況に変更があった場合	11
	（5）支給認定の保育必要量および期間の変更について	12
	（6）転園について	12
	（7）退園について	12
	（8）入園中に市外へ転出する場合	12
12	支給認定証の記載事項の変更手続きについて	13
13	保育料について	15
14	保育料額表	17
15	市外から川越市内の保育施設を希望する場合	19
16	市外の保育施設を希望する場合	20
17	産休・育休の取扱いについて	21
18	川越市の認可保育施設一覧	23
19	一時預かり利用の手引き	27
20	家庭保育室入室の手引き	29

1 申し込みの際しての注意

- 園ごとに保育時間や保育内容、実費徴収費などが異なりますので、事前に「平成31年度保育園等の情報」でのご確認や、希望する保育園等での確認をお願いします。
- 希望する保育園等の見学をおすすめします。見学は随時受け付けていますが、日程や園の状況によっては見学できない場合もあります。見学を希望する保育園等へ直接お電話で問い合わせのうえ見学してください。
- 育児休業中に申し込みをする方、申し込みをするお子さんの下のお子さんの出産予定がある方、申し込み後に新たなお子さんの妊娠をした方は、入園決定後に育休を切り上げていただく場合や育休を取得できない場合があります。この手引きのP21～22をよくご確認のうえ申請をしてください。
- 育児休業中に小規模保育施設等を卒園し、新たに入園申し込みをする場合もこの手引きのP21～22をよくご確認のうえ申請をしてください。
- 必要書類等を確認し不備のないように申し込みください。申し込み時に不備がある場合には、受付できない場合があります。
- 祖父母等の同居・別居の判断は、実態に沿った家庭状況で判断します。住民票上は世帯分離となっても、同一住所にお住まいの場合には、同居扱いになります。(ただし、同一住所内であっても家計が別生計で別棟にお住まいの場合については別居扱いになります。)
- 入園前に川越市外に転出された場合、申請は取下げとなり、市内保育園等の入園承諾も取り消しとなります。
- 申し込みの内容が事実と異なる場合、入園承諾を取り消す場合があります。

※平成30年度の入園を申し込んでいても新たに平成31年度の入園申し込みが必要です。

2 利用申込みの対象となる施設

利用申込みの対象となる施設には保育所・認定こども園の保育部分・地域型保育事業の施設があります。この手引きのP23～26、市のホームページ、冊子「平成31年度 保育園等の情報」等にてご確認ください。

○保育所

保護者が就労している場合や、ご病気など家庭で十分に保育ができない児童を保護者に代わって保育することを目的とする施設です。川越市が運営する公立保育園、社会福祉法人が運営する私立保育園があります。

○認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園部分への入園を希望の方は直接園にお申し込みください。

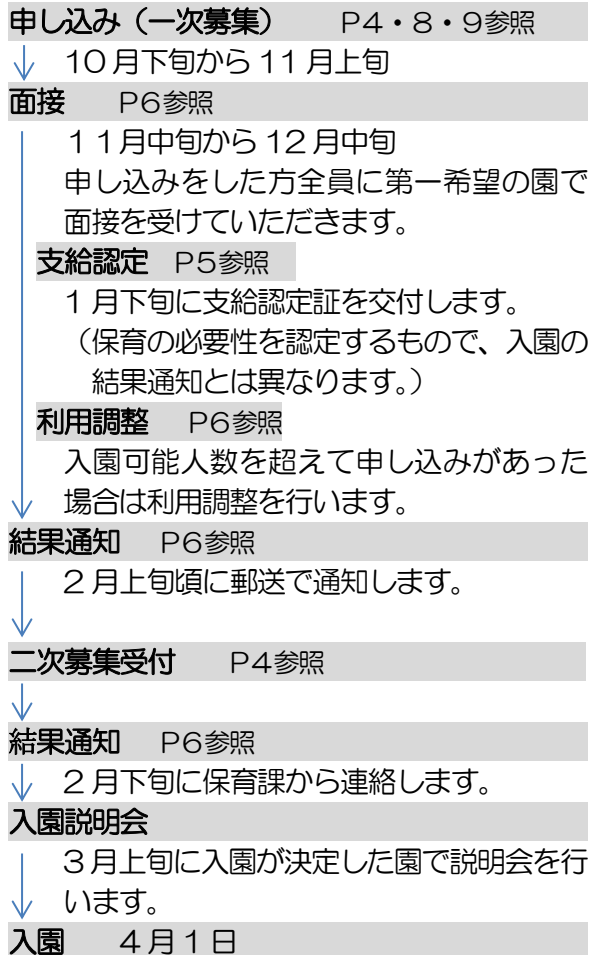
○地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

主に0歳から満3歳未満の低年齢児を対象とした、少人数で行う保育施設です。

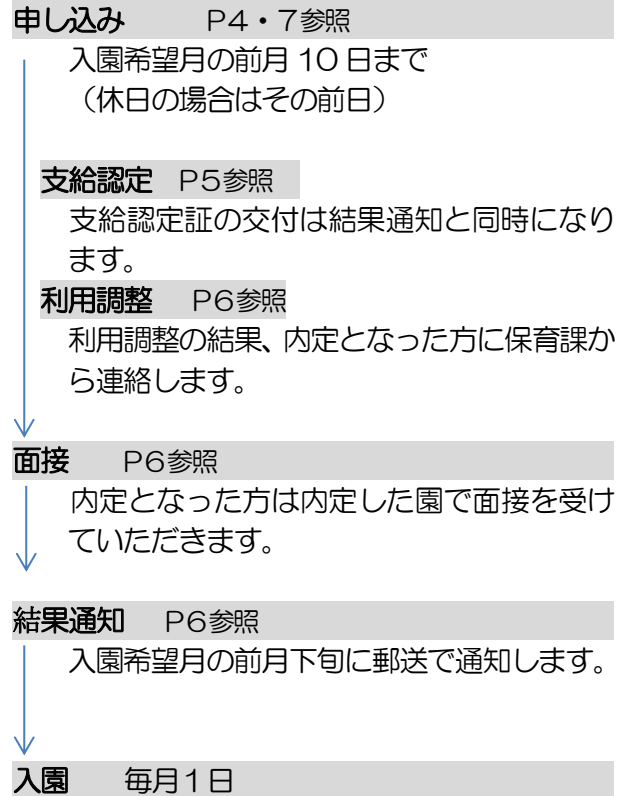
3歳になった年度の3月末で卒園となり、4月からの保育を希望する場合はあらためて入園申し込みが必要となります。

3 入園申し込みの流れ

4月入園



年度途中（5月～3月）入園



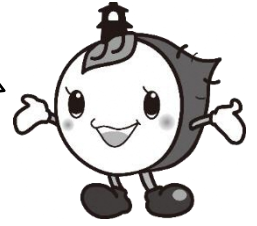
※申し込みの状況によってはスケジュールが変更になることもございます。

申し込みの際、希望園は通える範囲で希望順に申請書に記入してください。希望園はいくつでも記入できます。記入の無い園には案内できませんので、ご注意ください。



4 申し込み手続きについて

郵送での申し込みはできません。受付期間、提出先の間違いのないように申し込んでください。



(1) 申し込み受付期間・場所

①4月入園申し込み受付

○一次募集

申し込み受付は、10月下旬から11月上旬に受付期間を設けて行います。

受付期間・場所については9月の広報川越・市のホームページ等にてご案内します。

※平成30年度の入園を申し込んでいても新たに平成31年度の申し込みが必要です。

○二次募集

申し込み受付場所 川越市役所保育課

申し込み締め切り日 平成31年2月14日（午後5時15分まで）

※一次募集で入所保留となった方の希望園の変更も受け付けます。

※一次募集において決定した保育園等を辞退した方は、二次募集の審査では審査対象外となります。

○11月以降の出生児で満2、3か月での入園を希望される方

申し込み受付場所 川越市役所保育課

申し込み締め切り日

平成30年11月、12月生まれの児童 平成31年1月7日（最終日は午後5時15分まで）

平成31年1月、2月1日生まれの児童 平成31年2月14日（最終日は午後5時15分まで）

※平成31年1月、2月1日生まれの児童は二次募集での受付となります。

※出生前の申し込みはできません。

②年度途中（5月～3月）の申し込み受付

申し込み受付場所 川越市役所保育課

申し込み締め切り日 入園希望月の前月10日（休日の場合は、その前日）

※各月の1日が入園日となります。

※保育園等の空き状況につきましては、おおよそ前月の3日以降に保育課の窓口または保育課にお電話いただければご案内できます。（急な退園や園の状況により空き状況は変化する場合があります。）

※入園の申し込みの際には空き状況をご確認のうえ、申請書をご提出ください。

※平成31年度における利用申込み年齢は次のとおりとなります。

受入年齢	利用申込みを行うお子さんの生年月日
0歳児	平成30年（2018年）4月2日以降
1歳児	平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日
2歳児	平成28年（2016年）4月2日～平成29年（2017年）4月1日
3歳児	平成27年（2015年）4月2日～平成28年（2016年）4月1日
4歳児	平成26年（2014年）4月2日～平成27年（2015年）4月1日
5歳児	平成25年（2013年）4月2日～平成26年（2014年）4月1日

5 支給認定について

保育施設の利用を希望する方は、「保育の必要性」について認定を受ける必要があります。保育施設利用の申し込みを行うと、支給認定の申請も同時に行われたことになります。

○下記の3つの区分の認定に応じて、利用できる施設が決まります。

		対象	施設	
満3歳 以上	1号認定	教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園	
	2号認定	保育の必要な事由に該当	保育園、認定こども園	保育の必要量により 『保育標準時間』、『保育 短時間』に分かれます。
満3歳 未満	3号認定	し保育園等での保育を希 望する場合	保育園、認定こども園 地域型保育施設	

※3号認定の児童が3歳の誕生日を迎えた際には、自動的に2号認定に切り替わり、保育課から新しい支給認定証を送付いたしますので、特に手続きは必要ありません。

(1) 保育の必要性の認定基準

児童の保護者のいずれもが次に示す事情に該当する必要があります。

- ① 就 労※ 児童と離れて家事以外の仕事をする事が日常であること(月64時間以上)
- ② 出 産 妊娠中であるか又は出産後の間がないこと(産前6週 産後8週)
- ③ 疾 病等 肉体的・精神的に疾病・障害を有していること
- ④ 看 護等 同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること
- ⑤ 災 害等 震災・風水害・火災等の復旧をしていること
- ⑥ 求 職 求職活動をしていること(起業準備を含む)
- ⑦ 就 学 卒業後の就労を前提とした学校に通学していること(職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ 特 例 市長が定める上記に類する状態にあること

※就労での認定は月64時間以上が条件で、月64時間未満の場合は⑥求職の扱いになります。

(2) 保育必要量

保育が必要な理由および就労等の状況に応じて保育標準時間と保育短時間の2区分に分類されます。

区分	保育が必要な理由
保育標準時間 1日最長11時間の利用が可能	就労・就学(1ヶ月当たりの就労等の時間が120時間以上)、妊娠・出産、災害復旧
保育短時間 1日最長8時間の利用が可能	就労・就学(1ヶ月当たりの就労等の時間が64時間以上120時間未満)、看護・介護、疾病・障害、求職活動、保育園等利用中での育児休業取得

※必ずしも最大の時間が利用できるわけではなく、保育が必要な時間でのご利用になります。

※各園の保育時間の詳細は各保育園、この手引きのP23~26、市のホームページ、冊子「平成31年度 保育園等の情報」等でご確認ください。

利用時間の例

開園時間（7：00～19：00）

保育短時間（8：30～16：30）、保育標準時間（7：30～18：30）の場合

7時	7時半	8時半	16時半	18時半	19時
延長時間	延長時間	保育短時間（最大8時間利用）		延長時間	延長時間
延長時間	保育標準時間（最大11時間利用）				延長時間

※延長時間については、保育料とは別途時間外（延長）保育料がかかります。

6 面接について

（1）4月入園（一次募集）

申し込み受付後、児童の健康・発育状況を把握するため、申し込み者全員に第一希望の園で面接を受けていただきます。1回の面接で把握できない場合は、あらためて面接（二次面接）を行う場合があります。その際は保育課より連絡いたします。

（2）年度途中（5月～3月）入園

書類審査後に内定した園で面接を受けていただきます。内定者には入園月の前月中旬から20日頃までに保育課より電話連絡いたします。

※面接を受けることができない場合は内定が取り消しとなります。

7 利用調整について

定員を上回る申し込みがあった場合は、利用調整の基準に基づき保育の必要性の高い順に入園者を決定します。

先着順や抽選ではありません。また利用調整中は、利用調整の内容にはお答えできません。

○利用調整の基準

市ホームページの「平成31年度川越市保育所入所基準指数表」を参照（平成30年10月下旬頃公表予定）してください。

8 結果通知

（1）4月入園（一次募集）

平成31年2月上旬頃に郵送で通知します。

※通知を発送する前に入園の可否など審査にかかわることは一切お答えできません。

○入所保留となった場合

二次募集も選考を行います。再度申請する必要ありませんが、希望園を変更する場合は平成31年2月14日までに変更申請をしてください。また、申請は平成32年3月入園まで有効となりますので、5月以降も毎月選考を実施します。二次募集以降は内定した場合に電話で連絡いたします。

（2）4月入園（二次募集）

内定した方には平成31年2月下旬頃に保育課から電話で連絡します。

入所保留の場合、平成31年2月末頃に郵送で通知します。（一次募集から申請している場合、通知はありません。）

(3) 年度途中(5月~3月)入園

入園希望月の前月下旬に郵送で通知します。内定した方には事前に電話でお知らせします。

○入所保留となった場合

申請は平成32年3月の入園申し込みまで有効となりますので、再度申し込みをいただかなくても申し込み月の翌月以降も毎月選考を実施します。

結果通知は最初の申し込み月の分のみ発送します。翌月以降は内定した場合のみ電話で連絡いたします。

9 申し込み後の手続きについて

○申請の内容に変更が生じた場合(就労先や就労時間の変更、育児休業期間の変更、妊娠や家族構成の変更、転居等)は、速やかに保育課へ届け出てください。

○年度途中入園で希望園を変更・追加する場合は、変更・追加をする月の前月10日(休日の場合はその前日)までに「希望保育園等変更願い」を提出してください。受付は保育課のみとなります。

○保育の必要性の認定基準を満たさなくなったときや、入園の意思がなくなったときには、保育課まで「保育園等入園取り下げ願い」を提出してください。

1.0 申し込みに必要な書類

1 全員が提出する書類

1	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申込書兼施設利用申込書																
2	児童健康票 ※申し込み児童の身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの場合は写しを添付																
3	家庭状況調査票																
4	<p>保育が必要な旨の証明書（児童の父母それぞれ） ※65歳未満の祖母が同居（P2 参照）している場合、祖母の証明書も必要です。</p> <table border="1"> <tr> <td>①就労</td> <td>就労（内定）証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの） ※記載漏れや押印がない場合は受付できませんのでご注意ください ※自営業の方は客観的に事業を行っていることが分かる書類（確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等）を添付</td> </tr> <tr> <td>②妊娠・出産</td> <td>母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が明記されたページ）</td> </tr> <tr> <td>③疾病</td> <td>医師の診断書等（保育が困難な旨が明記された発行から3か月以内のもの）</td> </tr> <tr> <td>④障害</td> <td>身体障害者手帳（3級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し</td> </tr> <tr> <td>⑤看護等</td> <td>医師の診断書等（看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害者の同居家族を看護している場合は、身体障害者手帳等をお持ちなら、その写しのみで可）</td> </tr> <tr> <td>⑥求職活動</td> <td>就労誓約書…申し込みの時にお渡しします（印鑑持参） ※ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し</td> </tr> <tr> <td>⑦就学</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 在学証明書または合格通知書 授業のカリキュラム等（1週間と年間のスケジュールがわかるもの） </td> </tr> <tr> <td>⑧災害復旧</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災証明書等 </td> </tr> </table>	①就労	就労（内定）証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの） ※記載漏れや押印がない場合は受付できませんのでご注意ください ※自営業の方は客観的に事業を行っていることが分かる書類（確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等）を添付	②妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が明記されたページ）	③疾病	医師の診断書等（保育が困難な旨が明記された発行から3か月以内のもの）	④障害	身体障害者手帳（3級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し	⑤看護等	医師の診断書等（看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害者の同居家族を看護している場合は、身体障害者手帳等をお持ちなら、その写しのみで可）	⑥求職活動	就労誓約書…申し込みの時にお渡しします（印鑑持参） ※ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し	⑦就学	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書または合格通知書 授業のカリキュラム等（1週間と年間のスケジュールがわかるもの） 	⑧災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明書等
①就労	就労（内定）証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの） ※記載漏れや押印がない場合は受付できませんのでご注意ください ※自営業の方は客観的に事業を行っていることが分かる書類（確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等）を添付																
②妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が明記されたページ）																
③疾病	医師の診断書等（保育が困難な旨が明記された発行から3か月以内のもの）																
④障害	身体障害者手帳（3級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し																
⑤看護等	医師の診断書等（看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害者の同居家族を看護している場合は、身体障害者手帳等をお持ちなら、その写しのみで可）																
⑥求職活動	就労誓約書…申し込みの時にお渡しします（印鑑持参） ※ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し																
⑦就学	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書または合格通知書 授業のカリキュラム等（1週間と年間のスケジュールがわかるもの） 																
⑧災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明書等 																

※2人以上同時に申し込む場合

- ・「1 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申込書兼施設利用申込書」、「2 児童健康票」は児童1人につき一部、「3 家庭状況調査票」は世帯で一部、提出してください。
- ・「4 保育が必要な旨の証明書」は一番年齢の低い児童に原本を、他の児童には写しを添付してください。

2 該当者のみ提出する書類

状況	提出書類
①生活保護受給	生活保護受給者証の写し
②離婚を前提に保護者が別居	離婚調停中であることを証明する書類（家庭裁判所からの呼び出し状の写し等） または、弁護士に相談していることを証明する書類 ※住民票では同居となっている場合は世帯分離等申立書も提出
③出産予定がある場合	母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日が明記されたページ）
④兄弟姉妹が身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの場合	お持ちの手帳の写し

⑤認可外保育施設を含む市内の教育・保育施設に勤務（内定含む）する保育士・幼稚園教諭・保育教諭	資格を証する書類
⑥平成30年または平成31年1月1日時点で川越市に居住していない方	平成30年度（または平成31年度）市民税・県民税課税(非課税)証明書 ※詳細はP15参照

3 持参する書類（申込者全員）

- | |
|------------------------------|
| ①個人番号（マイナンバー）確認書類
②身元確認書類 |
|------------------------------|

マイナンバー確認書類について

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申込書兼施設利用申込書（申請書）や支給認定の変更申請に関する書類にはマイナンバーを記載することになります。また、申請書の提出の際には、マイナンバーの確認と身元確認のため、各種書類が必要になります。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみでマイナンバー確認、身元確認が行えます。

- 1 保護者（申請者）本人が申請書を提出する場合
 - ・本人のマイナンバー確認書類（以下のマイナンバー確認書類を参照）
 - ・本人の身元確認書類（以下の身元確認書類を参照）
- 2 代理人が申請書を提出する場合
 - ※申請者が「父」で、窓口に提出するのが「母」「祖父母」の場合など
 - ・保護者（申請者）本人のマイナンバー確認書類（以下のマイナンバー確認書類を参照、写しも可）
 - ・代理人の身元確認書類（以下の身元確認書類を参照）
 - ・委任状

保護者(申請者)は申請書の右上に記入されている方のことです。



○マイナンバー確認書類

通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し

○身元確認書類（写真つき身分証明書は1点のみで可、写真なし身分証明書は2点必要）

- ・写真つき身分証明書
運転免許証、パスポート、住基カード、身体障害者手帳、在留カード 等
- ・写真なし身分証明書
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、社員証、納税証明書 等

電子申請について

マイナンバーカードを使って保育園等の入園申請を一部電子申請で行うことができます。

①申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードに対応するICカードリーダーまたはスマートフォン

※マイナンバーカードの取得の手続きについては、市のホームページや川越市マイナンバーコールセンター（049-224-6178 平日8:30~17:15 第2・4土曜日8:30~12:00）等で確認してください。

※マイナンバーカード対応のスマートフォンは、公的個人認証サービスポータルサイトで確認ください。「マイナンバーカード 対応 スマホ」などと検索すると該当のサイトが出てきます。

②申請の流れ

マイナポータルの「ぴったりサービス」トップページへ（「ぴったりサービス」で検索）

- ①地域を川越市と入力
- ②ぴったり検索でStep1「子育て」、Step2「保育園・幼稚園など」にチェックを入れて、「この条件でさがす」をクリック
- ③「保育施設等の利用申込」にチェックを入れて「申請する」をクリック
- ④「外部サイトへ」をクリック

「川越市 電子申請・届出サービス」トップページへ

利用者登録のない方は利用者登録をしてログイン
※利用者登録がない場合、申し込みができません。「利用登録をされる方はこちら」から登録してください。

申請書の入力

申請手続きで「支給認定の申請兼保育施設等の利用申込」を選択し申請内容を入力

電子署名

申請書の入力後に電子署名を行います。
マイナンバーカードとICカードリーダー等が必要となります。

※電子申請で提出ができるのは、申し込みに必要な書類のうち「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申込書兼施設利用申込書」となります。その他の書類は郵送で提出していただく必要があります。（必要書類はP8~P9を参照）

※申し込み締切日までにすべての書類が揃っている必要がありますので、郵送する際は締切日まで余裕を持ってお送りください。（締切についてはP4を参照）

※電子申請の流れは平成30年9月1日時点の情報をもとに作成しています。今後変更になる可能性がありますのでご了承ください。

入園してから

(1) 保育時間について

各園の保育時間の詳細は各保育園、この手引きのP23～26、市のホームページ、冊子「平成31年度 保育園等の情報」等でご確認ください。

○ならし保育

集団生活に慣れるまでの間（概ね1週間から2週間程度）は、ならし保育として保育時間が短縮されます。入園日から通常の保育時間の利用はできませんのでご注意ください。具体的な日程は園で児童の様子を見ながら判断します。

○時間外（延長）保育について

保育時間の延長を希望する場合は、直接各園にご相談ください。

(2) 保育実施期間について

保育の実施期間は小学校就学前まで（小規模保育施設は満3歳まで）希望できます。ただし、毎年度ごとに更新の手続きが必要となります。

申し込みの事由によって下記のとおり実施期間に期限があります。

申請事由	期間や注意事項
育児休業中	入園月の翌月1日までに職場に復帰できない場合は退園となります。復帰後、入園月の翌月の月末までに復職証明書を提出してください。
求職	入園月の翌々月の10日までに就労証明書を提出しないと入園月の翌々月の末日で退園となります。
内定・就学予定	入園月の末日までに勤務・就学を開始しないと退園となります。入園月の末日までに就労証明書・在学証明書および授業のカリキュラム等を提出してください。
妊娠・出産	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の末日までが実施期間となり、実施期間終了後は退園となります。

※就労等の最低基準（月64時間以上）を下回る場合や、保育の必要性が確認できない場合は退園となります。

※3ヶ月登園がない場合は退園となります。

(3) 給食について

○すべての園が完全給食です。（3歳児クラス以上については主食費がかかります。）

○年に数回、お弁当の日がある園もあります。

○食物アレルギーについては医師の診断書等に基づき除去食対応等をしておりますが園によって対応が異なりますので事前に各園に確認してください。

(4) 家庭状況に変更があった場合

以下のような場合は速やかに保育課までご連絡ください。

○住所・氏名が変わるとき（支給認定申請内容変更届の提出が必要です）

○父母・祖母の保育が必要な状況が変わるとき（退職した場合等）

○妊娠や世帯構成が変わったとき

○育児休業を取得したとき（就労証明書の提出および支給認定変更手続きが必要です）

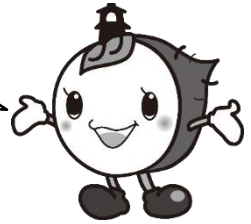
詳細はP21参照

○税金の修正申告や更正があったとき（保育料が変更になる場合があります）

(5) 支給認定の保育必要量および期間の変更について

保育必要量（保育標準時間・保育短時間）および期間の変更については、変更が必要または希望する月の前月25日（休日の場合はその前日）までに必要書類を保育課または保育園等へ提出してください。

書類を提出していただかないと変更ができません。
手続きの詳細はP13～14を参照してください。



(6) 転園について

入園後に他の保育園等へ転園を希望する場合は、転園を希望する月の前月の10日（休日の場合はその前日）までに転園申請書および児童健康票を保育課まで提出してください。

※年度途中は入所基準指数が同点の場合は新規申請の方が優先されますが、4月申請では新規申請と同じ扱いになります。

※在園中の児童の環境の変化に配慮して育児休業の取得を認めているため、産休期間中及び育児休業中の転園申請はできません。

※転園の場合も、お子さんの状況に合わせ、ならし保育をおこなうことがあります。

※平成30年度の転園を申し込んでいても新たに平成31年度の申し込みが必要です。

(7) 退園について

退園する場合は退園日が決まりしだい速やかに退園届を保育課または保育園等に提出してください。退園日によって保育料は日割り計算します。

(8) 入園中に市外へ転出する場合

川越市役所保育課に退園届を提出してください。転出後も引き続き川越市の保育園等での保育を希望する場合は転出をする前に保育課までご相談ください。

川越市の保育園等に引き続き通うことになってても退園届を提出してください。また転出先の市区町村で転入手続き後に入園申し込みが必要になります。

※公立園は年度内（3月末まで）、私立園は父母どちらかが川越市に在勤の場合は就学前（卒園）まで、在勤でない場合は年度内（3月末まで）まで引き続き通うことができます。

1.2 支給認定証の記載事項の変更手続きについて

支給認定証の記載事項につきまして、下記に該当する場合は変更の手続きが必要です。
 (必要書類は市のホームページもしくは保育施設、保育課に置いてあります。)

〈保育必要量の変更について〉

対象者	(1) 求職中の方で就職した場合 (必須) (2) 標準時間認定の方で、1ヶ月当たりの就労時間が120時間未満に変更した場合 (3) 短時間認定の方で、1ヶ月当たりの就労時間が120時間以上に変更した場合 (変更希望者のみ) ※ (2) (3) について、120時間未満の就労でも、勤務時間帯等により常時延長保育になる場合は、標準時間認定への変更が可能です。(残業等、日によって異なる場合は変更できません。) (4) 育児休業を取得する、または育児休業を終了して復職する場合 (詳細は下記参照) (5) その他の理由で変更を希望される場合 (保育課までご相談ください)		
必要書類	① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書 (様式第7号 (第9条関係)) ② 変更理由が分かる書類 (就労証明書等) → 提出済みの場合、その旨を余白にご記入ください。 ③ 発行済の支給認定証 (紛失した場合は不要です。) ④ 委任状 (対象者のみ。詳細はP14の「◆委任状について◆」参照)		
提出日	変更希望する月の前月25日まで (土日祝の場合は「その前日」まで) ※ (1) の求職中で入園された方は入園月の翌々月の10日まで	提出先	保育課 (通っている保育施設でも可)

◆ 注意事項 ◆

※就労証明書等のご提出だけでは自動的に切り替わらず、変更申請をしていただく必要があります。
 ※必ずしも最大の時間を利用できる訳ではなく、保育が必要と認められる時間までのご利用になります。
 利用時間は各保育施設とご調整ください。

※ (4) 入園後に下のお子さんの育児休業を取得し、その育児休業を終了して復職する場合

○ 育休を取得するとき

育休取得時の保育必要量は、育休に入る月の翌月から短時間認定となります。

(希望があれば産休期間から短時間認定へ変更することも可能です)

上記の必要書類②は就労証明書 (産休、育休期間が記入されたもの) となりますので、必要書類①、③、④と一緒に前月25日までにご提出ください。

○ 入園後に取得した育休を終了して復職するとき (入園に伴い育休から復職された方は対象外です)

復職後に標準時間をご希望の場合、復職する月の1日から変更可能ですが、変更手続きが必要です。

(自動的に切り替えとなりません。)

上記の必要書類②は復職証明書ですので、必要書類①、③、④と一緒に前月25日までにご提出ください。

※復職証明書が前月25日までに間に合わない場合は、必要書類①、③、④のみ提出していただければ変更可能です。(ただし、復職後速やかに復職証明書を提出することが条件です。)

※ 育休期間中の在園児の継続に関する取扱いについて

在園中のお子さんの在籍が認められる期間は、新たに生まれたお子さんが1歳に達する月の末日までとなっています。ただし、1歳の誕生日の月の入所申請を行い、入所できず育休期間を1歳6ヶ月にまで延長した場合は、在籍が認められる期間も1歳6ヶ月に達する月の末日まで延長することができます。1歳6ヶ月に達する月の入所申請を行い、入所できず育休期間を2歳まで再延長した場合は、在籍が認められる期間も満2歳に達する月の末日まで再延長することができます。

〈居住地・氏名の変更について〉

対象者	(1) 川越市内で転居した場合 (2) 氏名が変わった場合（離婚・婚姻等） ※離婚・婚姻をされた場合は保育料額等が変更となる場合がありますので、 <u>保育課（224-5827）までご連絡のうえ、必要書類をご提出ください。</u>		
必要書類	① 支給認定証申請内容変更届（様式第10号（第12条関係）） ② 発行済の支給認定証（紛失した場合は不要です。） ③ 委任状（対象者のみ。詳細は「◆委任状について◆」参照）		
提出日	変更次第、速やかにご提出をお願いします。	提出先	保育課 （通っている保育施設でも可）

〈退職した場合について〉

退職した場合は手続きが必要になりますので、速やかに保育課窓口にお越しいただくようお願いします。

※個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて

支給認定の変更申請に関する書類には、マイナンバーの記入が必要となりますが、入園申請等で過去に保育課にてマイナンバーの確認ができている場合は記入する必要はありません。

マイナンバーを記入した場合は、マイナンバーおよび身元確認のため、各種書類が必要になりますので、9ページのご案内に沿って書類の準備をお願いします。

なお、保育施設にマイナンバーを記入した書類を提出する場合は、必要書類と身元確認書類の写しを封に入れてご提出ください。

◆委任状について◆

マイナンバーを記入した支給認定の変更申請に関する書類を支給認定保護者以外の方がご提出する場合、委任状が必要です。

例えば、支給認定保護者が「父」で、窓口へ提出するのが「母」「祖父母」の場合も代理人扱いとなります。

○支給認定保護者…入園の申請書類の保護者欄に記載いただいた方。保育課からの案内等はその方宛てに送付しています。

※支給認定保護者が不明な場合は、お手数ですが委任状をご提出ください。

（例：母が提出する場合、委任状の代理人欄を母、申請者本人を父として記入）

在園中のお子さんの下のお子さんが入園して育休から復帰するときや、求職中だった方が就労したときは変更申請を忘れずに！



1.3 保育料について

(1) 保育料の決定方法

- 平成31年度の保育料は世帯の市民税所得割額を合算した額によって決まります。
 - 4月分から8月分までの保育料は平成30年度(平成29年中)の市民税所得割額により算定します。
 - 9月分から3月分までの保育料は平成31年度(平成30年中)の市民税所得割額により算定します。
- 保育の必要量に応じて、「標準時間認定」と「短時間認定」の2区分の保育料が設定されます。
- 認可保育園は経営主体(公立、私立)が異なっても保育料は同じです。
 - ※主食費、時間外(延長)保育料、実費徴収は園ごとに料金が異なります。
- 階層と保育料については保育料額表(P17)を参照ください。

(2) 保育料を算定するのに必要な書類

保育料を算定するにあたり、世帯の所得状況の確認が必要です。次のいずれかに該当される方は、税金関係の書類の提出が必要になります。

①平成30年1月1日現在、川越市以外に住民登録をしていた方

「平成30年度市民税・県民税課税(非課税)証明書」を提出してください。
(平成30年1月1日時点の住民登録をしていた市区町村で発行されます。)

※平成31年1月1日時点で川越市以外に住民登録をしている方は「平成31年度市民税・県民税課税(非課税)証明書」も後日必要となります。
「平成31年度市民税・県民税課税(非課税)証明書」は、平成31年6月以降の発行となります。詳しくは該当の市区町村でご確認ください。

○平成31年9月以降の入園を希望で、平成31年1月1日現在、川越市以外に住民登録をしていた方は「平成31年度市民税・県民税課税(非課税)証明書」を提出してください。

②未申告の方

市・県民税額が未確定の方は、至急申告を済ませ、証明書を提出してください。

③海外赴任の方や海外から転入された方

海外在住、川越市転入前が海外などで日本に住所がなかった方は、平成29年中の日本国外での総収入がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

【注意事項】

- ※課税(非課税)証明書等は父母それぞれ1部ずつ提出してください。
- ※母が父の扶養に入っている場合、母の分の税書類も必ず提出してください。
- ※祖父母が家計の主宰者である場合には、その方の分も必要です。
- ※生活保護受給中の方は上記の書類に加えて、生活保護受給者証の写しも提出してください。

(3) 保育料の納入

○保育園

保育料の納入は、口座振替となります。

口座振替は毎月末日が口座振替日になります。土日・祝祭日の場合は翌営業日の口座振替となります。

公立保育園 保育料、主食費及び時間外(延長)保育料が口座振替となります。

私立保育園 保育料が口座振替となります。主食費及び時間外(延長)保育料は各施設で徴収します。

○認定こども園・地域型保育施設

保育料、主食費及び時間外(延長)保育料は各施設で徴収します。支払期限・支払方法は入園決定後、各施設へお問い合わせください。

※保育料は、毎月1日現在に児童が在園している場合には、その月の分を納めて頂きます。登園していなくても退園の手続きをしていないと保育料は発生します。

※正当な理由なく保育料を滞納すると、児童福祉法第56条第7項に基づく、地方税がその例とする国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、財産を差し押さえる場合があります。

(国税徴収法第47条第1項第1号抜粋)

第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。

(4) 保育料の減額・免除について

1 小学校就学前こどもを第1子とカウントした減額について

同一世帯から2人以上の児童が、保育所、認可幼稚園、認定こども園、地域型保育施設等に入所(園)している場合は多子減免制度の適用があります。(P18参照)

※兄または姉が認可幼稚園等に在園の場合は、在園証明書の提出が必要となります。

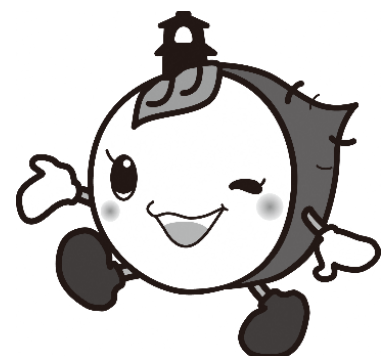
2 生計を一にしている場合で年収360万円未満相当の世帯に対する減額について

【国基準の減額】平成29年4月1日以降(年収360万円未満相当に限り、子の年齢制限撤廃)

	市町村民税の所得割額	減免内容
年収360万円未満相当の要保護世帯等 (ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯)	77,101円未満 (C階層からD6階層の一部)	免除(第1子から無料)
年収360万円未満相当の多子世帯	57,700円未満 (C階層からD4階層の一部)	第2子半額
		第3子以降免除

※同一世帯に障害児(者)のいる世帯は障害者手帳等の写しをご提出ください。

保育料の期限内の納付に
ご協力をお願いします。



1.4 保育料額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）		
階層	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯等	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除き、市町村民税（特別区民税を含む。また、4月から8月までは前年度分。以下同じ。）の非課税世帯	0	0	0
C	A階層を除き、市町村民税の均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)	6,000 (5,800)	4,800 (4,700)	4,800 (4,700)
D1	A階層及びC階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	15,000円未満	6,500 (6,300)	5,300 (5,200)
D2		15,000円以上 48,600円未満	7,400 (7,200)	6,200 (6,000)
D3		48,600円以上 53,000円未満	8,200 (8,000)	7,100 (6,900)
D4		53,000円以上 60,000円未満	9,900 (9,700)	8,800 (8,600)
D5		60,000円以上 70,000円未満	11,900 (11,600)	10,900 (10,700)
D6		70,000円以上 80,000円未満	16,200 (15,900)	15,300 (15,000)
D7		80,000円以上 100,000円未満	21,600 (21,200)	20,100 (19,700)
D8		100,000円以上 115,000円未満	28,100 (27,600)	21,400 (21,000)
D9		115,000円以上 130,000円未満	35,200 (34,600)	22,300 (21,900)
D10		130,000円以上 145,000円未満	42,200 (41,400)	23,200 (22,800)
D11		145,000円以上 170,000円未満	44,400 (43,600)	24,200 (23,700)
D12		170,000円以上 200,000円未満	50,400 (49,500)	25,100 (24,600)
D13		200,000円以上 235,000円未満	52,800 (51,900)	26,200 (25,700)
D14		235,000円以上 270,000円未満	55,200 (54,200)	27,100 (26,600)
D15		270,000円以上 300,000円未満	57,200 (56,200)	27,700 (27,200)
D16		300,000円以上 340,000円未満	58,500 (57,500)	28,300 (27,800)
D17		340,000円以上 365,000円未満	58,900 (57,800)	28,600 (28,100)
D18		365,000円以上	59,300 (58,200)	28,900 (28,400)

※上段の金額は保育標準時間、下段（ ）の金額は保育短時間。

備考

- 1 17ページの表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 3歳未満児 当該年度の初日の前日（以下「基準日」という。）において3歳未満の子どもをいう。
 - (2) 3歳児 基準日において3歳以上4歳未満の子どもをいう。
 - (3) 4歳以上児 基準日において4歳以上の子どもをいう。
 - (4) 市町村民税 住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等については算定に含めないものとする。
- 2 C階層からD18階層までの世帯であって、同一世帯に保育所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。）若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園に入所し、若しくは入園し、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を受け、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども（以下「入所等子ども」という。）が2人以上いる場合において、次の表の左欄に掲げる子どもが保育所に入所しているときは、同表右欄に掲げる額をその子どもの保育料の額とする。

(1) 入所等子どものうち、年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料額表に定める額
(2) (1) 以外の入所等子どものうち、年長者（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	保育料額表に定める額の2分の1の額
(3) (1) 及び(2) 以外の入所等子ども	0円

※世帯の階層認定については、原則その入所児童と同一の世帯に属して、生計をひとつにしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）のすべてについてそれらの者の市町村民税額の合計額により行われます。

※年度途中において税の修正申告や更正があった場合には、直ちにその控えを保育課まで提出してください。

※保育料額表は見直しのため、改正をする場合がありますのでご了承ください。

※解雇・倒産・傷病等により収入が著しく減少した場合、災害等により損害を受けた場合、子どもの入院・傷病により長期にわたり保育園を休園した場合は保育料が減額されることがあります。該当すると思われる方は、お早めに保育課までご相談ください。

[お願い]

- 保育料の納入の際には、口座振替による納入にご協力ください。毎月末日が振替日になります。土日・祝祭日の場合は翌営業日の振替となります。
- 保育料の期限内納付にご協力いただきますようお願いいたします。

1.5 市外から川越市内の保育施設を希望する場合

川越市外にお住まいで、川越市内の保育施設を希望する場合は、お住まいの市区町村の担当窓口から申し込みとなります。

申し込み受付場所 お住まいの市区町村の保育所担当課

申し込み締切日（川越市必着）

- 4月入園（一次募集）※ 平成30年11月 6日
 - 4月入園（二次募集）※ 平成31年 2月14日
 - 年度途中（5月～3月）入園※ 入園希望月の前月10日（休日の場合はその前日）まで
- ※お住まいの市区町村から申請書が川越市に送付されますので、上記の締切日までに申請書が川越市に届くよう、お住まいの市区町村と調整の上、お早めに申し込みをお願いします。

必要書類

お住まいの市区町村で必要となる書類に加えて、以下に該当する書類を提出してください。

- 65歳未満の祖母同居（川越市へ転入の場合は同居予定）…祖母の保育が必要な旨の証明
- P8～9『2 該当者のみ提出する書類①～⑤』に該当がある場合…その状況に応じた書類
- 川越市へ転入予定
 - ・転入誓約書（川越市のホームページよりダウンロード可能）
 - ・転入先のわかる書類（建物の売買契約書の写し・賃貸借契約書の写し等）
 - ※祖父母と同居の場合は同居同意書（川越市のホームページよりダウンロード可能）
 - ・税金関係の書類（P15参照）

※建物の売買契約書の写しは、引き渡し予定日が入園希望月の前月の末日までの日付のもの

※審査は川越市民が優先となりますが、転入誓約書・転入先のわかる書類により転入予定について確認できる場合は、川越市民とみなして審査します。

※川越市へ転入予定で申し込まれた方は入園希望月の前月の末日までに、川越市に転入手続きを完了させ、川越市役所保育課であらためて川越市の書類にて申込手続きが必要となります。手続きが完了していない場合は、入園決定していても入園が取り消しとなりますのでご注意ください。

※転入予定がない場合の申請要件は以下のとおりです。ただし、転入予定がない方の受入は難しい状況です。

- ・父・母のどちらか川越市内に在勤あり → 法人保育園、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設のみ申請可
（公立保育園は申請不可）
- ・父・母のどちらも川越市内に在勤なし → 申請不可

1.6 市外の保育施設を希望する場合

川越市内にお住まいで、川越市外の保育施設を希望する方は、川越市を通しての申し込みとなります。申し込みの締切日や必要書類、入園条件等は市区町村によって異なりますので、あらかじめ希望する保育施設のある市区町村に、直接ご自身で確認の上、お早めにお申し込みください。

申し込み受付場所・締切日

○4月入園

原則、川越市内の保育園等への4月入園申し込み（一次募集）と同様の期間・場所で受け付けます。（P4 ○一次募集 参照）

ただし、川越市の4月入園申し込み受付期間より前に締切となる市区町村へ申し込みされる場合は、その市区町村の締切の1週間前までに、川越市役所保育課へ直接必要書類をお持ちください。

○年度途中（5月～3月）入園

希望する保育施設のある市区町村の申し込み締切日をご確認いただき、その市区町村の締切の1週間前までに川越市役所保育課へ直接必要書類をお持ちください。

必要書類

- ・川越市の申し込み書類（P8、9参照）
- ・希望先の市区町村で必要となる書類
市区町村により審査に必要となる書類が異なりますので、ご自身で希望する保育施設のある市区町村へ確認し、ご用意ください。

※市外の保育施設の申し込みに関してのお問合せ・追加の書類の提出（就労証明書等）の際は必ず申し込む市区町村名をお伝えください。

※入園の審査における利用調整の基準は市区町村によって異なり、大半の市区町村ではその市区町村の住民が優先です。そのため、申し込む市区町村への転入予定がない場合、入園が難しい場合があります。（利用調整の基準等は、その市区町村へお問い合わせください）

※川越市在住で他市区町村の施設に通う場合、承諾の期間は年度末までとなります。毎年、翌年度の継続申請を改めて行う必要があります。

※審査の結果は、希望先市区町村より通知が届き次第、郵送いたします。
複数の市区町村の保育施設を希望している場合は、回答がそろい次第、結果を郵送しますので、ご連絡が遅くなる場合があります。

※他市区町村へ転入予定で申し込まれた方は、転入をされましたら転入先の市区町村の保育所担当課で、再度申し込みが必要となりますので、転入後速やかに手続きをしてください。入園月の前月末までに転入手続き及び保育所担当課での手続きを行わない場合、入園が取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

17 産休・育休の取扱いについて

※育児・介護休業法に基づく育児休業の取得する場合の取扱いになります。以下のような場合は育児休業の取得要件に該当しません。

- 自営業の育児休業取得
- 育児休業終了までに労働期間が満了し、その後更新のないことが明らかである場合
- 一度退職扱いとなり、1年後等に再雇用となる場合
- 職場独自の育児休業制度による育児休業を取得した場合

(1) 育児休業・育児休業給付金の支給期間延長について

○育児休業・育児休業給付金の支給期間延長の手続きは、勤務先やハローワークでおこないます。手続きについては、勤務先やハローワークに事前にご確認をお願いします。

○支給期間延長の申請には1歳になる日の翌日に保育が実施されないことの証明書(入所保留通知等)が必要となりますが、お子さんが1歳になる月、またはそれ以前の入園申し込み(年度内)をしていないと証明書の発行はできません。(育児期間を2歳まで再延長する場合も、上記と同様にお子さんが1歳6ヶ月になる月、またはそれ以前の入園申し込み(年度内)をしている必要があります。)

○締切日までに入園申し込みをしないと受付けることができません。締切日をご確認いただき申請を忘れないよう十分ご注意ください。(P4参照)

(2) 育児休業中に入園申請をした場合

育児休業中に申込みをして入園が決定した場合、入園月の末日までに育児休業を終了することが入園の条件となります。

例：4月1日入園の場合、育児休業を4月30日までに終了し、5月1日に職場復帰しないと退園となります。

地域型保育事業の保育施設(小規模保育施設など)を卒園したお子さんが別の認可園に3歳児クラスで入園した際に、下のお子さんの育児休業を取得している場合は育児休業を継続することができます。(ただし4月から入園申請をしている必要があります)

(3) 入園申請中のお子さんの入園に伴う次子のための育児休業の取扱いについて

- ①就労の事由で申込み入園が決定した場合、入園月に次子のための育児休業期間が含まれる場合は、入園月の末日までに育児休業を終了し、入園月の翌月 1 日には職場復帰することが保育継続の要件となります。職場復帰しない場合は退園となります。

例：4月1日入園の場合、次子のための育児休業を4月30日までに終了し、5月1日に職場復帰しないと退園となります。

- ②就労の事由で申込み入園が決定した場合、入園後に次子のための育児休業に入る場合は、下のお子さんの育児休業を取得しながら在籍することができます。在籍できる期間は下記(4)の場合と同様です。

例：4月1日入園の場合、2月3日の出産だと4月1日からは育休期間となり、育児休業を取得しながら在籍することができます。

(4) 入園後に出産したお子さんの育児休業を取得する場合

入園後に下のお子さんを出産した場合、在園中の児童の環境の変化に配慮し、原則下のお子さんの1歳の誕生日の月の末日まで育児休業を取得しながら在籍することができます。

- 在園中のお子さんの在籍が認められる期間は、新たに生まれたお子さんが1歳に達する月の末日までとなっています。ただし、1歳の誕生日の月の入所申請を行い、入所できず育休期間を1歳6ヶ月にまで延長した場合は、在籍が認められる期間も1歳6ヶ月に達する月の末日まで延長することができます。

- 1歳6ヶ月に達する月の入所申請を行い、入所できず育休期間を2歳まで再延長した場合は、在籍が認められる期間も満2歳に達する月の末日まで再延長することができます。

- 育児休業を取得するとき、育児休業を終了して復職するときには支給認定の変更申請が必要です。支給認定の変更申請の手続きについてはP13～14を参照してください。

1.8 川越市の認可保育施設一覧

※開所時間が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※一部の園で土曜共同保育（土曜日は他園の児童と一緒に保育を実施。土曜日は別の園に行っていただく場合もございます。）を実施します。平成31年度の実施状況はP26をご確認ください。今後実施する園が変更になる可能性もありますのでご了承ください。また実施する園は冊子「平成31年度保育園等の情報」にも掲載しています。

公立保育園

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間	標準時間	短時間
1	中央保育園	90	8ヶ月	小仙波町2-49-11	222-2661	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～18:30		
2	仙波町保育園	90	8ヶ月	仙波町2-21-19	222-2569	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～18:30		
3	神明町保育園	120	8ヶ月	神明町64-4	222-2776	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～18:30		
4	小室保育園	80	8ヶ月	小室309-2	242-2095	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～14:00		
5	霞ヶ関保育園	80	8ヶ月	笠幡4036-4	231-0003	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～14:00		
6	名細保育園	90	8ヶ月	鯨井1590-1	231-1967	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～18:30		
7	大東保育園	90	8ヶ月	豊田本1895	243-3210	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～14:00		
8	古谷保育園	60	2歳	古谷上4009-13	235-0888	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～14:00		
9	脇田新町保育園	100	8ヶ月	脇田新町18-9	242-7564	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～18:30		
10	今成保育園	90	8ヶ月	今成2-5-10	224-3371	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～14:00		
11	高階保育園	90	8ヶ月	藤原町27-6	242-0266	月～金 7:00～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～14:00		
12	新宿町保育園	120	8ヶ月	新宿町2-12-13	244-0987	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～14:00		
13	霞ヶ関第二保育園	90	8ヶ月	かすみ野2-10-1	232-0397	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～18:30		
14	南古谷保育園※	70	1歳	並木新町16-15	235-4036	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～14:00		
15	名細第二保育園	90	8ヶ月	小堤662-1	232-6876	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～18:30		
16	高階第二保育園	120	8ヶ月	寺尾190-1	245-6696	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～18:30		
17	高階第三保育園	90	8ヶ月	砂新田1-19-2	246-5240	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～18:30		
18	南古谷第二保育園	90	8ヶ月	牛子167-3	243-2767	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～18:30		
19	古谷第二保育園	60	8ヶ月	古谷上6083-5	235-6037	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～14:00		
20	川鶴保育園	60	8ヶ月	川鶴2-12-2	233-3017	月～金 7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土 7:00～14:00		

※南古谷保育園は建替えを予定しているため、平成30年10月9日から仮園舎（並木新町1-9）に移転します。

私立保育園

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
1	下田保育園	100	3ヶ月	的場北2-12-8	231-0750	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
2	むさしの保育園	60	3ヶ月	的場420-1	233-4193	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:45～16:45
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:45～16:45
3	増美保育園	120	8ヶ月	岸町3-28-1	245-2740	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
4	まきば保育園	80	3ヶ月	大袋732	246-8014	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
5	おおぞら保育園	100	8ヶ月	大塚新町41-18	245-6666	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
6	ハンピ保育園	60	2ヶ月	吉田1029	232-9155	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
7	貴精保育園	80	3ヶ月	今福1334-1	245-1413	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:45～16:45
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:45～16:45
8	高の葉保育園	100	6ヶ月	砂90-2	244-4080	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～14:00	7:30～14:00	8:30～14:00
9	マーガレット 保育園	60	8ヶ月	天沼新田54-6	233-8882	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
10	芳野保育園	70	2ヶ月	谷中32-5	225-6451	月～金	7:00～21:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
11	風の子保育園	60	6ヶ月	松郷715-1	225-1928	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
12	笠幡菜の花保育園	60	6ヶ月	笠幡731-1	233-1058	月～金	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
13	はるかぜ保育園	60	8ヶ月	大中居571-5	236-2600	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
14	風の子第二保育園	60	6ヶ月	松郷701-3	227-7200	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
15	伊佐沼すまいる 保育園	60	3ヶ月	古谷上2237-1	230-1717	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
16	さくらんぼ保育園	90	3ヶ月	砂新田6-12-8	293-6581	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
17	あゆみ保育園	90	2ヶ月	豊田本1-22-3	249-7100	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～15:00	7:00～15:00	8:30～15:00
18	おがやの里しもだ 保育園	60	3ヶ月	小ヶ谷366-1	299-5400	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
19	ねむの木保育園	60	2ヶ月	菅原町7-14	225-1663	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	8:00～17:00	8:00～17:00	8:00～16:00
20	かつらの木保育園	60	2ヶ月	小室40-1	247-8555	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
21	慶櫻南台保育園	60	6ヶ月	南台2-12-11	265-8883	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
22	ともいき保育園	60	6ヶ月	笠幡1645-125	227-3811	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
23	増美保育園 田町	90	8ヶ月	田町17-53	256-7793	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
24	レイモンド川越 保育園	80	3ヶ月	新宿町1-17-1	257-6844	月～金	7:00～20:00	7:00～18:00	9:00～17:00
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00
25	星の子みのり 保育園	90	2ヶ月	木野目1526	256-7032	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:30～18:00	8:30～16:30
26	音羽の森保育園	90	6ヶ月	藤間130-2	241-0200	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	8:00～19:00	8:00～19:00	8:30～16:30
27	川越七歩保育園	100	6ヶ月	新宿町3-20-1	265-8799	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
28	紀秀会川越やまだ 保育園	100	2ヶ月	山田516-9	299-5751	月～金	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
						土	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
29	さくらんぼ第二 保育園	100	3ヶ月	笠幡237-6	272-7411	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
30	かつらの木第2 保育園	46	2ヶ月	野田町1-23-1	265-4181	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30

31	音羽の森第二 保育園	100	6ヶ月	鯨井1862-1	233-5678	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	8:00～19:00	8:00～19:00	8:30～16:30
32	(仮称)どんぐり の森保育園	100	3ヶ月	小中居296-2	098-988-1521	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
33	(仮称)おひさま保 育園川越富士見町	60	2ヶ月	富士見町24-14	261-3000 (上福岡おひさま保 育園)	月～金	7:00～20:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
34	増美保育園 本川越分園	16	8ヶ月	新富町2-32-3	299-6007	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
35	増美保育園 川越駅前分園	7	8ヶ月	脇田本町16-13 脇田マスタビル1階101	248-1311	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
36	マーガレット 保育園いなほ分園	22	8ヶ月	小堤900-7	227-3113	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30

増美保育園本川越分園・川越駅前分園については、土曜保育および2歳児からの保育は増美保育園本園で行います。
マーガレット保育園いなほ分園については、3歳児からの保育はマーガレット保育園本園で行います。

認定こども園

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
1	ひかりの子 認定こども園	69	1歳	藤倉2-15-16	245-9489	月～金	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:00～16:00
2	認定こども園 のぞみ幼稚園	57	8ヶ月	笠幡2764-1	234-5686	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
3	認定こども園泉の 森川越	70	8ヶ月	久下戸1880	293-7691	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
4	芳野台こども園	100	2ヶ月	下老袋423	227-7881	月～金	7:00～21:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
5	(仮称)認定こど も園ふじま幼稚園	57	1歳	熊野町13-10	242-7777	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
6	(仮称)認定こど も園初雁幼稚園	30	1歳	大手町8-5	222-5385	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

小規模保育施設

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
1	たむら保育園	19	2ヶ月	六軒町2-13-15	225-2391	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
2	すみれ保育園	19	2ヶ月	宮元町80-7・80-6	222-5976	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
3	つぼみ保育園	19	2ヶ月	連雀町12-10	222-5778	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	8:30～17:30	8:30～17:30	8:30～16:30
4	なのはな第二 保育園	11	2ヶ月	並木67-1	236-1940	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
5	あそびのてんさい 新河岸第二保育園	17	2ヶ月	砂新田48-2	241-7332	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
6	並木あすなろ 保育園	19	2ヶ月	並木101-1	235-5444	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	8:00～17:00	8:00～17:00	8:30～16:30
7	やしのみ保育園	19	2ヶ月	岸町2-8-1 川越ビル1F	249-8188	月～金	7:00～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
8	まーぶる保育園 しんがし園	12	2ヶ月	川越市砂949-8 井上ビル101	265-8306	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
9	ぼっかぼか保育園	19	2ヶ月	南台3-2-2	257-4770	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
10	ちゅうりっぷ園 川越	19	2ヶ月	中原町2-2-1 NHK文化センタービル1 階	227-6757	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～16:00	7:30～16:00	8:30～16:00
11	上戸保育園	19	2ヶ月	上戸277-21	233-0583	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
12	おひさま保育園 川越	19	2ヶ月	南通町6-3	298-3888	月～金	7:30～20:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30

13	あそびのてんさい 新河岸保育園	19	2ヶ月	砂新田48-1 2 階	257-5150	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
14	ありす保育園	15	2ヶ月	南台3-12-10 ベルク南台1FA	293-5514	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
15	めだか保育園	19	2ヶ月	仲町16-1	222-1480	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
16	川越ベビーホーム	15	2ヶ月	天沼新田269-1	231-5638	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
17	あしたばこども園 幼児舎	13	2ヶ月	豊田町1-31-9	245-6669	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
18	なのはな保育園	19	2ヶ月	並木新町8-10	236-0470	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
19	星の子乳児保育園	19	2ヶ月	並木208-1	235-2320	月～金	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:00～18:30	7:00～18:30	8:30～16:30

小規模保育施設は2歳児クラスまでの保育となります。

事業所内保育施設

No	施設名	定員	入園年齢	所在地	電話	開所時間		標準時間	短時間
1	ミルキーホーム 川越園	27	2ヶ月	菅原町20-2朝 森ビル2F	222-6772	月～金	7:00～21:00	8:00～19:00	9:00～17:00
						土日祝	7:00～21:00	8:00～19:00	9:00～17:00
2	埼玉ヤクルト保育園 かわもぐ保育ルーム	10	2ヶ月	小仙波町1-5-3	080-4143 -8899	月～金	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:00～16:00
3	秀学会川越クリア モール保育園	27	2ヶ月	脇田町12-3 アーバンS 1階	298-7601	月～金	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
						土	7:00～20:00	8:00～19:00	8:00～16:00
4	かつらの木ハート 保育園	18	2ヶ月	三光町38-2	247-8555 (かつらの木保育園)	月～金	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30
						土	7:00～18:00	7:00～18:00	8:30～16:30
5	ベビーかろーれ川 越	21	3ヶ月	吉田100-4	286-4483 (カローレ事務所)	月～金	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
6	くっきいず保育園	33	2ヶ月	元町2-6-1	226-3796	月～金	7:00～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
7	(仮称)ヤオコー 川越保育園	5	2ヶ月	新宿町1-10-1	246-7004 (ヤオコー人事部)	月～金	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30
						土	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30

事業所内保育施設は2歳児クラスまでの保育となります。

土曜共同保育実施状況

(土曜日は他園の児童と一緒に保育を実施、土曜日は別の園に行っていた場合もございます)

※今後実施する園が変更になる可能性もありますのでご了承ください

○下田保育園・おがやの里しもだ保育園

→土曜日は、下田保育園で共同保育実施

○増美保育園・増美保育園田町

→土曜日は、増美保育園で共同保育実施

○風の子保育園・風の子第二保育園

→土曜日は、風の子保育園と風の子第二保育園で交互に共同保育実施

○笠幡菜の花保育園・菜の花保育園(鶴ヶ島市)

→土曜日は、笠幡菜の花保育園で共同保育実施

○かつらの木保育園・かつらの木第2保育園・かつらの木ハート保育園

→土曜日は、かつらの木保育園で共同保育実施

○星の子みのり保育園・星の子乳児保育園

→土曜日は、星の子みのり保育園で共同保育実施

○あそびのてんさい新河岸第二保育園・あそびのてんさい新河岸保育園

→土曜日は、あそびのてんさい新河岸第二保育園で共同保育実施

○なのはな第二保育園・なのはな保育園

→土曜日は、なのはな保育園で共同保育実施

1.9 一時預かり利用の手引き



保育園では、保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化や保護者の傷病等による緊急時の保育などに対応するため一時預かりを実施しています。申請方法や実施保育園は次のとおりです。

1 対象児童

原則市内に住所を有する就学前までの児童（認可保育園、家庭保育室、原則、幼稚園に在園・在籍の児童を除く）です。

※他の方の利用状況や児童の発達の状態によっては、お預かりできない場合もあります。

2 申請方法

申請場所：希望する保育園

※受入れ状況等は、事前に希望する保育園へお問い合わせください。

予約：利用開始日の1ヶ月前から5日前まで（事前にお子さんの健康状態を見させていただく面接があります。）

必要書類：一時預かり申請書（各実施保育園に用意してあります。）

その他必要書類（理由に応じて異なります。下記の表をご参照下さい。）

利用可能期間	保育が困難な理由・内容	必要書類
① 保育が困難な日 （週3回まで）	就労	就労証明書（3ヶ月以内のもの）
	求職（面接・説明会・雇用保険説明会等）	面接指示書・メールの印刷等実施日時がわかるもの
	職業訓練	承認通知＋カリキュラムが分かるもの
	就学（就職に直結するもの）	在学証明書＋カリキュラムが分かるもの
② 連続1カ月or 週3回	入院	入院診療計画書の写し
	傷病（入院以外）	診断書（保育困難な旨が記載されているもの）
	出産（産前通院時・産後2週） ※市外の方の里帰り出産も可	母子手帳写し（表紙＋予定日）
	看護	診断書（看護を要す旨が記載されているもの）
	介護	介護被保険者証の写し＋介護計画書の写し
③ 保育が困難な時間	冠婚葬祭	招待状の写し等
	行事（兄弟の遠足・入学式等）	通知の写し
	裁判員制度	通知の写し
	通院	診察券の写し＋領収書の写し（お迎え時に）
	その他	日付、時間が分かるもの
④ 月1回	内容問わず（リフレッシュ）	申請書のみ

※理由に応じて利用できる日数等が決められています。

※月の途中で園をまたがって利用することはできません。月末までに退園届を提出し、翌月からの利用を別の園にお申し込みください。

3 一時預かり利用料

日額1500円（この他に飲食物費として200円～300円かかります。）

短時間の場合、1時間につき500円

※一時預かりを利用した児童が、生活保護法による被生活保護世帯又は前年度分市民税非課税世帯に該当する場合には、飲食物費のみ負担していただくこととなっています。



実施保育園一覧



実施保育園	所在地	電話番号	対象年齢 (満年齢)	一時預かり時間 (月曜～金曜) ※
中央保育園	小仙波町 2-49-11	222-2661	8ヶ月から	午前8時30分～午後5時
仙波町保育園	仙波町 2-21-19	222-2569		
大東保育園	豊田本 1895	243-3210		
脇田新町保育園	脇田新町 18-9	242-7564		
高階保育園	藤原町 27-6	242-0266		
下田保育園	的場北 2-12-8	231-0750	1歳4ヶ月から	午前9時～午後5時
むさしの保育園	的場 420-1	233-4193	1歳から	午前9時～午後5時
増美保育園	岸町 3-28-1	245-2740	1歳から	午前9時～午後4時30分
貴精保育園	今福 1342-1	245-1413	1歳3ヶ月から	午前9時～午後5時
マーガレット保育園	天沼新田 54-6	233-8882	1歳6ヶ月から	午前9時～午後5時
芳野保育園	谷中 32-5	225-6451	2ヶ月から (リリッパ18ヶ月から)	午前8時30分～午後5時
風の子保育園	松郷 715-1	225-1928	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
はるかぜ保育園	大中居 571-5	236-2600	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
風の子第二保育園	松郷 701-3	227-7200	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
伊佐沼すまいる保育園	古谷上 2237-1	230-1717	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
さくらんぼ保育園	砂新田 6-12-8	293-6581	1歳3ヶ月から	午前8時30分～午後5時
おがやの里しもだ保育園	小ヶ谷 366-1	299-5400	1歳6ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
かつらの木保育園	小室 40-1	247-8555	8ヶ月から	午前8時30分～午後4時30分
ともいき保育園	笠幡 1645-125	227-3811	1歳から	午前9時～午後5時
星の子みのり保育園	木野目 1526	256-7032	6ヶ月から	午前8時30分～午後5時
紀秀会川越やまだ保育園	山田 516-9	299-5751	6ヶ月から	午前9時～午後5時
さくらんぼ第二保育園	笠幡 237-6	272-7411	1歳3ヶ月から	午前8時30分～午後5時

※紀秀会川越やまだ保育園は土曜日も一時預かりを実施いたします。

※利用希望者が多いと希望する日に利用できない場合があります。

20 家庭保育室入室の手引き

<家庭保育室とは>

家庭保育室は、保護者の就労・傷病等により家庭での保育が困難となる生後8週間から2歳までの乳幼児の保育を、自宅等を開放して実施している施設です。川越市が定める要件に適合し川越市との委託契約に基づいて乳幼児の保育を実施しています。

施設名	代表者名	所在地	定員	電話
こぼと保育室	栗原 和子	砂1065-12	16	241-2966
扇河岸保育室	東 静子	扇河岸51-2	20	246-9156
合 計 2施設			定員36名	

※平成31年4月から小規模保育施設に移行する場合がございます。

<入室するには>

入室を希望する家庭保育室に必要書類を提出（申請書類は各家庭保育室にございます。）

※入室の条件については、各家庭保育室にご確認ください。

必要書類

- ①家庭保育委託申請書 ②家庭状況調査票 ③児童の健康診断書
④家庭で保育をすることができないことを証明するもの（勤務証明書、診断書等）

※その他、課税証明書等が必要になる場合があります。

<保育時間は>

原則として1日8時間（日曜・祝日を除く）

※保護者の勤務時間等により延長ができますので、各家庭保育室にご相談ください。

<保育料は>

家庭保育室ごとに定められています。基本保育料のほか入室料・時間外保育料・冷暖房費等がかかる場合があります。

<保育料の軽減について>

市では、基本保育料の一部を負担しています。保護者は、基本保育料から次ページの各階層区分に応じた定められた保育料軽減額を差し引いた額を支払うことになります。

平成31年度の保育料軽減額は世帯の市民税所得割額を合算した額によって決まります。

- ・4月分から8月分までの保育料軽減額は平成30年度（平成29年度中）の市民税所得割額により算定。
- ・9月分から3月分までの保育料軽減額は平成31年度（平成30年度中）の市民税所得割額により算定。

※年度途中において税の修正申告や更生があった場合には、直ちにその控えを保育課まで提出してください。

保育料軽減額階層表（家庭保育室用）

階層	各月初日の児童の属する世帯の階層区分	保育料軽減額 (月額)
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	47,000円
2	1階層を除き、市町村民税の非課税世帯	47,000円
3	1階層を除き、市町村民税（特別区民税を含む。4月から8月までの月分の保育料軽減費については前年度分。）の課税世帯であって、その分の所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満
4		48,600円以上60,000円未満
5		60,000円以上70,000円未満
6		70,000円以上80,000円未満
7		80,000円以上100,000円未満
8		100,000円以上115,000円未満
9		115,000円以上130,000円未満
10		130,000円以上145,000円未満
11		145,000円以上200,000円未満
12		200,000円以上270,000円未満

※一部変更となる場合がございます。

※市外の家庭保育室に入室を希望される方も、保育料軽減の対象となる場合がありますので、保育課までお問い合わせください。

<第二子軽減について>

家庭保育室に入室する児童の兄弟姉妹が家庭保育室、認可保育園、認可幼稚園、認定こども園、地域型保育施設等に通っている場合、第二子軽減の対象となることがあります。

○第二子軽減額：軽減後の保育料を2で割った額（※ただし、上限12,000円まで）

《例》 入園する家庭保育室の基本保育料が50,000円で減額階層区分が5の場合

① 第二子軽減の対象でない場合

$$50,000 \text{ (基本保育料)} - 30,000 \text{ (軽減額)} = \underline{20,000 \text{ 円}} \text{ (保護者負担額)}$$

② 第二子軽減の対象となる場合

$$20,000 \div 2 = 10,000 \text{ (第二子軽減額)}$$

$$50,000 \text{ (基本保育料)} - 30,000 \text{ (軽減額)} - 10,000 \text{ (第二子軽減額)} = \underline{10,000 \text{ 円}} \text{ (保護者負担額)}$$

問い合わせ

川越市役所 こども未来部 保育課（本庁舎3階）

〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-5827

FAX 049-223-8786



※「平成31年度 保育園等入園の手引き」は、平成30年9月1日現在の情報をもとに作成しています。今後、内容が一部変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。